

有効期間満了日 平成33年3月31日

熊研第15号

平成28年2月8日

DNA型鑑定の実施における留意事項について（通達）

現在、DNA型鑑定については、「DNA型鑑定の運用に関する指針の改正について（通達）」（平成22年10月28日付け熊鑑第270号ほか）等に基づき統一的に運用しているところであるが、先般、強姦事件控訴審における無罪判決の中で、警察が実施したDNA型鑑定の信用性に疑義がある旨指摘がなされた。

これを受け、警察庁刑事局犯罪鑑識官、同刑事企画課長から、別添のとおり「DNA型鑑定の実施における留意事項について（通達）」（平成28年1月27日付け警察庁丁鑑発第75号警察庁丁刑企発第10号）が新たに発出され、鑑定の経過等を記録した書類等の適切な作成・保管及びDNA型鑑定実施の判断に関する指示がなされた。

各所属にあっては本通達の趣旨の周知徹底を図り、公判における立証に有用なDNA型鑑定となるよう万全を期されたい。

※ 警察庁通達「DNA型鑑定の実施における留意事項について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。